

企画競争実施結果の公示

国土交通省総合政策局
モビリティサービス推進課長
星 明彦

令和 8 年 2 月 3 日付公示「地域交通 DX の推進、「交通空白」解消及び「観光の足」の確保に係る調査業務」の企画競争実施結果について、下記のとおり公示します。

記

1. 「交通空白」解消に向けた地域交通の医療費削減効果推定方式の標準モデル開発調査業務

1) 特定された企画提案書

企業の名称 EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
住 所 東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
代表者氏名 金 載烈
特 定 日 令和 8 年 3 月 26 日

2) 審査結果

業務名：「交通空白」解消に向けた地域交通の医療費削減効果推定方式の標準モデル開発調査業務

		A社平均
1. 業務実施体制		9.0
(1)	本業務の実施期間において、配置予定者の他業務との兼務状況が本件業務の遂行に支障を生じる恐れがない等、本業務を十分かつ適切に実行できる人員を配置していること。	3.7
(2)	配置予定者の能力、経験、実績等に照らし、本業務を滞りなく実行できる実施体制が構築されていること。	3.0
(3)	再委託等計画の内容が妥当であること	2.3
2. 業務実施方針		19.3
(1)	業務実施方針が本業務の目的及び趣旨を踏まえた妥当な内容となっていること	7.3
(2)	業務フローが本業務の内容に照らし妥当な内容となっていること	6.0
(3)	スケジュール（案）が本業務における業務量の適切な把握に基づく実現可能な工程となっていること	6.0
3. 企画提案		35.3
(1)	業務実施手法に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	8.7
(2)	活用技術に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6.0
(3)	推進体制に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6.0
(4)	業務内容に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6.0
(5)	企画提案全般にわたり、提案の内容が具体的かつ専門的な内容となっていること	8.7
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		4.0
(1)	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	4.0
(2)	次世代法に基づく認定（くるみん・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	0.0
(3)	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）または、労働者300人以下の企業で、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定	0.0
合計		67.7

2. 地域交通 DX の推進に向けた AI 技術を活用した仕業編成作業の自動化技術の実証調査業務

1) 特定された企画提案書

企業の名称 レシップ株式会社
 住 所 岐阜県本巣市上保 1260 番地の 2
 代表者氏名 柿元 理世
 特 定 日 令和 8 年 3 月 26 日

2) 審査結果

業務名：地域交通DXの推進に向けたAI技術を活用した仕業編成作業の自動化技術の実証調査業務

		A社平均
1. 業務実施体制		7.7
(1)	本業務の実施期間において、配置予定者の他業務との兼務状況が本件業務の遂行に支障を生じる恐れがない等、本業務を十分かつ適切に実行できる人員を配置していること	2.3
(2)	配置予定者の能力、経験、実績等に照らし、本業務を滞りなく実行できる実施体制が構築されていること	3.0
(3)	再委託等計画の内容が妥当であること	2.3
2. 業務実施方針		16.7
(1)	業務実施方針が本業務の目的及び趣旨を踏まえた妥当な内容となっていること	4.7
(2)	業務フローが本業務の内容に照らし妥当な内容となっていること	6.0
(3)	スケジュール（案）が本業務における業務量の適切な把握に基づく実現可能な工程となっていること	6.0
3. 企画提案		31.3
(1)	業務実施手法に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6.0
(2)	活用技術に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6.0
(3)	推進体制に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6.0
(4)	業務内容に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	7.3
(5)	企画提案全般にわたり、提案の内容が具体的かつ専門的な内容となっていること	6.0
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		0.0
(1)	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	0.0
(2)	次世代法に基づく認定（くるみん・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	0.0
(3)	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）または、労働者300人以下の企業で、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定	0.0
合計		55.7

3. 地域交通 DX の推進に向けた SIM レスバス停システムの標準モデル開発調査業務

1) 特定された企画提案書

企業の名称 SIM レスバス停システムの標準モデル開発調査業務共同提案体

住 所 神奈川県小田原市中町1丁目3番3号

代表者氏名 株式会社小田原機器 矢野 達也

特 定 日 令和8年3月26日

2) 審査結果

業務名：地域交通DXの推進に向けたSIMレスバス停システムの標準モデル開発調査業務

		A社平均
1. 業務実施体制		10.3
(1)	本業務の実施期間において、配置予定者の他業務との兼務状況が本件業務の遂行に支障を生じる恐れがない等、本業務を十分かつ適切に実行できる人員を配置していること	3.0
(2)	配置予定者の能力、経歴、実績等に照らし、本業務を滞りなく実行できる実施体制が構築されていること	4.3
(3)	再委託等計画の内容が妥当であること	3.0
2. 業務実施方針		12.7
(1)	業務実施方針が本業務の目的及び趣旨を踏まえた妥当な内容となっていること	4.7
(2)	業務フローが本業務の内容に照らし妥当な内容となっていること	2.0
(3)	スケジュール（案）が本業務における業務量の適切な把握に基づく実現可能な工程となっていること	6.0
3. 企画提案		31.3
(1)	業務実施手法に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	7.3
(2)	活用技術に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6.0
(3)	推進体制に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6.0
(4)	業務内容に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6.0
(5)	企画提案全般にわたり、提案の内容が具体的かつ専門的な内容となっていること	6.0
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		0.0
(1)	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	0.0
(2)	次世代法に基づく認定（くるみん・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	0.0
(3)	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）または、労働者300人以下の企業で、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定	0.0
合計		54.3

4. 「観光の足」の確保に向けた地域鉄道業務 DX のための業務システムの技術実証調査業務

1) 特定された企画提案書

企業の名称 地域鉄道業務 DX のための技術実証調査業務共同提案体
 住 所 東京都中央区日本橋1丁目19番地の1
 代表者氏名 株式会社日本旅行 森園 康弘
 特 定 日 令和8年3月26日

2) 審査結果

業務名：「観光の足」の確保に向けた地域鉄道業務DXのための業務システムの技術実証調査業務

		A社平均
1. 業務実施体制		9
(1)	本業務の実施期間において、配置予定者の他業務との兼務状況が本件業務の遂行に支障を生じる恐れがない等、本業務を十分かつ適切に実行できる人員を配置していること	2.3
(2)	配置予定者の能力、経験、実績等に照らし、本業務を滞りなく実行できる実施体制が構築されていること	3.7
(3)	再委託等計画の内容が妥当であること	3
2. 業務実施方針		19.3
(1)	業務実施方針が本業務の目的及び趣旨を踏まえた妥当な内容となっていること	6
(2)	業務フローが本業務の内容に照らし妥当な内容となっていること	6
(3)	スケジュール（案）が本業務における業務量の適切な把握に基づく実現可能な工程となっていること	7.3
3. 企画提案		31.3
(1)	業務実施手法に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6
(2)	活用技術に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6
(3)	推進体制に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	6
(4)	業務内容に関する提案の的確性、実現性、妥当性が高いこと	7.3
(5)	企画提案全般にわたり、提案の内容が具体的かつ専門的な内容となっていること	6
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		5
(1)	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	5
(2)	次世代法に基づく認定（くるみん・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	4
(3)	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）または、労働者300人以下の企業で、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定	0
合計		64.7

以上